

音楽学部・音楽研究科・音楽学部科目等履修生へ

【重要】2022年度以降の教職課程の履修について

2022年度以降、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準等の改正により、
以下の者を除き、全員、「ICTを活用した教育の理論と実践」(1単位)を履修する必要があります。

- ①2021年度までに「教育方法学」の単位を修得している者。
- ②2021年度以前に学部(学士課程)に入学し、2022年度以降も引き続き学部(学士課程)に在籍している者。
- ③2021年度以前に科目等履修生(資格)として入学し、2022年度以降も引き続き科目等履修生(資格)として在籍している者。
- ④大学院生で、2021年度に一種免許状に必要な単位を取得するために科目等履修を行い、2022年度に引き続き科目等履修を行う者。

例)「ICTを活用した教育の理論と実践」を履修する必要がある者

2021年度までに「教育方法学」の単位を未修得の者のうち

- ①2021年度に学部を卒業し、2022年度に修士に入学した者
- ②2021年度に学部を卒業し、2022年度に科目等履修生(資格)として入学した者
- ③2020年度に大学院に入学し、2020年度は一種免許状に必要な単位を取得するために科目等履修を行ったが、2021年度は科目等履修を行わなかった者

※美術の学生については、美術学部教務係へお問い合わせください。

2022.2.2 音楽学部教務係